

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団

団体代表者 役職・氏名

代表理事・大美光代

分類

法人番号

2470005006530

団体コード

申請団体の住所

香川県高松市番町一丁目5番1号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

<input type="text"/>

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	家庭や学校生活に不調和が生じている子どもやユースの生きづらさを解消する社会的処方モデル構築事業		
	事業名(副)			
	団体名	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①~2地域ブロック			
事業の種類3	四国ブロック(徳島、香川、愛媛、高知)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="checkbox"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="checkbox"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="checkbox"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	本申請のゴールである、「子ども(主に小学生)やユース(概ね小学校~22歳)が自分の力を信じて主体的に将来の選択ができるようになる社会」を実現するためには、文字通り全ての市民が総働によって社会的処方のネットワークを構築することが必要であると考えるため。
3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	不登校による心身の疲弊や精神的孤立を防ぎ、ケアと自信回復を促す。社会的処方を通じて、子どもやユースの心身のウェルビーイング(福祉)を根本的に向上させるため。

I. 団体の社会的役割

(1)団体の目的	120/200字
当法人は、地域の課題解決や新たな価値創造につながる公益性のある活動に広く伴走し、その解決・改善を図るために参画を希望するすべての主体等を生態系の一つとして巻き込みながら、寛容で希望に満ちた循環型地域社会を育むことを目的とする。（定款より）	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
644名の多様な市民からのご寄付を原資に2023年9月に香川県初の市民コミュニティ財団として設立。2年間で香川県内の民間公益活動に40件の助成を実施。総助成額は770万円ほど。設立時から「次の世代に、可能性を」をメインメッセージに、子ども若者の学びや体験の機会を支えたり、芸術活動を推進する団体等に助成している。また、プロジェクト指定基金を設置し、各団体の事業計画に沿った資金調達支援も実施している。	

II. 事業概要

II. 事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	香川県高松市および周辺市町	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	対象地域において、子どもやユース向けの居場所事業や学習を支援する市民団体や事業者。例えば、フリースクールやフリースペース、サポート校、学習塾等を想定。				(人数)	約15団体		
最終受益者	家庭や学校生活に不調和が生じている子ども、ユース				(人数)	対象地域の不登校の児童生徒（約1,100人）を含む約31,000人		

<p>事業概要</p> <p>588/600字</p>	<p>家庭や学校生活との間に不調和が生じ、生きづらさを感じている子どもやユースの増加が社会課題となっている。</p> <p>本事業では、この課題解決のための打ち手として、「不登校支援を軸とした社会的処方モデル」を構築する。不登校は子どもやユースの困難が表出した「現象」の一つであるため、学校復帰のみをゴールとせず、その背後にある子どもやユースの生きづらさそのものの根本的な解消を目指す。</p> <p>実行団体は、それぞれが関わる子どもやユースの声に深く耳を傾けることを重視する。表出している現象だけでなく、そこに至る不調和や困り感に真摯に向き合うことを軸に、居場所事業等を通じて積極的な接点を持ち、ユースが継続的に安心して関われる活動を実施する。</p> <p>資金分配団体は、この社会的処方モデルの質の担保と波及を目指す。具体的には、実行団体同士がノウハウを共有し合える緩やかな連携機会の創出や、社会的処方の中心となるリンクワーカー的役割を持つ専門人材や市民の可視化と実行団体への訪問推奨を行う。さらに、市民の理解を広げるための地域円卓会議を開催し、地域全体でユースを支える機運を醸成する。</p> <p>最終的に、家庭や学校生活に不調和が生じている子どもやユースが、その傷を癒やし、地域社会のリソースを活用して自己効力感を実感することで、将来を自分の力で主体的に選び取ることを促すための強固な社会的処方ネットワークの構築を目指す。</p>
-----------------------------	--

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
<p>深刻な課題の一つに「孤立」がある。自発的な「孤独」とは異なり、「孤立」は社会との接点を失う状態であり、環境要因や個人の事情によって引き起こされ、新たな課題の連鎖を生む可能性が高い。</p> <p>家庭や学校生活に不調和が生じている子どもやユースは、孤立リスクを最も抱える層である。不登校はその一事例として顕在化するが、それ以外にも、発達特性、LGBTQ、ヤングケアラー、経済的困窮、社会的養護といった本人起因ではない複合的な要因によって、心に孤立感や不安を抱える子どもたちは相当数存在する。</p> <p>香川県内では、年間30日以上欠席する不登校児童生徒が2,200人に上り（公表データ）、その半数は高松市内の児童生徒である。高松市教育センターの支援教室利用者（年間約120名）は全体の1割強に過ぎず、残り約9割の児童生徒は、民間のフリースクールやサポート校を利用するか、自宅にすることが多い。さらに、不登校児童生徒の約6割が年間90日以上長期欠席者であり、学校への復帰だけが不登校支援のゴールではないものの、学校という社会資源とのつながりが希薄になることで孤立のリスクや深刻度が高まる。</p> <p>特に、自宅でスマートフォンやゲームなどバーチャルなやり取りで時間を消費する期間が長引くと、昼夜逆転や精神疾患などの二次的な問題を引き起こし、支援がより届きづらくなり孤独から深い孤立へと移行するケースも見受けられる。</p> <p>高松市内では、ここ10年ほどで民間のフリースクールやサポート校、通信制私立高校など、様々な不調和を抱えるユースの「居場所」や「進学先」の選択肢は増えつつある。しかし、これらの場は安心を提供するものの、学習機会や社会資源との具体的な接続を担保できる環境としては十分でないのが現状である。</p> <p>不調和を抱える子どもやユースは、まずは安心できる場で傷ついた心を癒したり自信回復が必要だが、その後、将来の選択肢を広げるためにも、社会との関わりや経験、学びの中で自己効力感を実感し、自らの歩幅で一歩を踏み出す力をつけることも重要である。</p> <p>本質的な地域課題は「不登校」自体ではなく、不調和を引き起こす多様な要因と、その後の深刻な孤立を防ぐ社会的な仕組みの欠如にある。この課題を解消し、子どもやユースの生きづらさや困り感をケアするためには、学校や家庭だけでなく、地域全体で多様な資源を活用する「社会的処方」の体制構築が不可欠である。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	195/200字
<p>高松市には教育センターが不登校支援教室として「虹の部屋」「みなみ」を設置。また、今年より支援員を増員し、学年や発達特性に配慮した「なないろ」「しずく」という支援教室を増室。更に、各学校の中に、KSR（別室登校の部屋）を整備することも検討が始まっている。一方で、高松市外の児童生徒は、香川県教委が設置する支援センターに通うことができるが、自分で通えるエリアに日中の居場所がない児童生徒も多い。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	182/200字
<p>当財団の過去の助成先に、教育センターや民間のフリースペース、その他の支援団体が複数あり、助成事業終了後も定期的に児童生徒の状況や公共施策、民間事業についてのヒアリングを実施している。そのヒアリングの過程で（1）の社会課題を双方に共有したり、月に一度開催している対話の場（テーマを設定し、毎回10名程度が参加）を通じて市民向けにもユースたちの現状を伝えたりしている。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
<p>様々な不調和が生じている子どもやユースは、その不調和の解消策を見つけることができずに不登校や問題行動として表出することもある。その要因は家庭や学校等の特定の場所でのみ発生するとも言い難く、複数の要因が重なっていることが多い。そのため、行政や専門家、NPO、市民が関わり合って緩やかなネットワークを築き、社会的処方の体制づくりを既存制度にとらわれず、民間公益活動として実施することが必要だと考える。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
家庭や学校生活に不調和が生じ生きづらさを感じている子どもやユースが、自分の力を信じて主体的に将来の選択ができるようになる社会

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
(1) 当事者である子どもやユースが自信を回復し、多種多様な社会資源とつながるきっかけが増える		①実行団体が実施する活動に、定期的に参加する子どもやユースの人数 ②実行団体が実施する活動に関わるリンクワーカーの人数 ③それぞれの実行団体と連携している団体の数		①2 ②0 ③1 定期的に関わる子どもやユースはいるが、リンクワーカーや団体との連携は薄い			①15（5人×3団体） ②9（3人×3団体） ③6（2×3団体） 定期的に関わる場所にアクセスする子どもやユースが増え、リンクワーカーを中心にそこに関わる社会資源も増えている
(2) 当事者である子どもやユースが、それぞれの歩幅で将来への一歩をイメージすることができる		①実行団体のユースのキャリアに関連する活動の数		①0 初期状態では、まずはユース達の自信の回復やケアを重視			①6（2回×3団体） 定期的に関わるユースの様子を見ながら、緩やかに参加できるキャリアに関連する活動が可能になる
(3) 当事者以外の市民にも、子どもやユースが抱える生きづらさや困りごと感が共有され、社会的処方必要性が認知される		①活動や団体のことが地域に共有されている		①されていない 自団体のHPやSNS等の活用や、行政との対話の機会も持たれていない			①されている 自団体のHPやSNS、リーフレット等を作成し、公開されている。ステークホルダーとの定期的な対話の機会が設けられている

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
(4) 実行団体間の相互理解や、地域内のリンクワーカーの役割を果たす市民や専門家とのつながりがある		①地域円卓会議の開催回数（資金分配団体実施） ②リンクワーカーの訪問数		①0 ②0 肩書にとらわれず分野を横断して関係性を作る人材を地域内で発掘し、地域円卓会議への参加や実行団体の現場訪問を勧奨			①3 ②のべ18回（6回訪問×3団体） リンクワーカーが積極的に現場を訪問し、地域内の社会資源の情報を収集、還元できている

(5) 実行団体の組織基盤の強化や事業の持続可能性が高まっている	①持続可能な財源の確保 ②課題の構造化およびロジックモデルの作成	①なし ②未実施	①あり ②実施済み 当財団のプロジェクト指定基金を活用した寄付募集や会員獲得、委託事業等の多様な資金調達を実施。ロジックモデルや課題構造化の整理をすることで広く理解を得るツールとする。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
フリースクール、フリースペース等の当事者の居場所の設置、運営（１）（２）	2026/9～2029/2	37/200字
当事者との継続的な関わり（１）（２）	2026/9～2029/2	18/200字
当事者の声を聞き、課題の構造化（１）（２）	2026/9～2027/2	22/200字
当事者同士が緩やかに交流できる機会づくり（１）（２）	2027/9～2029/2	27/200字
地域の大人等のロールモデルとの交流（１）（２）	2028/4～2029/2	23/200字
エンパワメントできるような機会づくり（１）（２）	2028/4～2029/2	24/200字
当事者へのアウトリーチ活動（１）（２）	2027/9～2029/2	19/200字
職員を雇用し人材育成に取り組む（１）（２）	2026/9～2029/2	21/200字
広報物の制作、発信（３）	2026/9～2027/9	12/200字
白書や報告書の作成、公開（３）	2028/4～2028/12	15/200字
複数の身近な社会資源との情報共有機会（３）	2028/4～2029/2	21/200字
地元メディアとのつながりをつくる（３）	2027/9～2029/2	19/200字
総合計画を確認し、所轄課に提言（３）	2027/6～2028/12	18/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
地域円卓会議の開催（４）	2026/9～2028/11	12/200字
てらすでいでの話題提供（４）	2026/5～2029/2	14/200字
リンクワーカーの現場訪問勧奨（４）	2027/4～2029/2	17/200字
実行団体同士のピアレビューの機会づくり（４）	2026/9～2029/2	22/200字
連携先候補と関係性を築くための支援（４）	2027/9～2029/2	20/200字
評価研修の実施（５）	2026/9～2029/2	10/200字
プロジェクト指定基金での寄付募集（５）	2027/12～2028/12	19/200字
先行事例、類似事例の紹介（５）	2026/9～2029/2	15/200字
事務局人材向け交流会（５）	2026/11～2029/2	13/200字
バックオフィス業務の自動化推奨（５）	2027/1～2029/2	18/200字
ガバナンス整備、コンプライアンス強化のサポート（５）	2026/9～2029/2	26/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	資金分配団体、実行団体共にそれぞれのSNSやWEB媒体等を活用し、事業の途中経過を広く発信する。また、取り扱う課題感がグラデーションはあれど、誰もが当事者になる可能性があるテーマであるため、既に関係性のある地元新聞社やメディアにも積極的に取材してもらえるよう、プレスリリース等で働きかける。休眠預金事業であることを広く周知するため、シンボルマークも積極的に掲示する。	183/200字
連携・対話戦略	実行団体同士の連携が生まれるように、定期的な情報共有会議を伴走支援の一環で実施する。また、広く市民や各分野の専門家、関係機関との連携を深めるため、地域円卓会議を開催し、社会的処方を実践するときに鍵となるリンクワーカー的な役割を果たす市民の存在を可視化する。また、所轄課とは対話の機会を定期的に設け、事業の進捗と合わせて当事者の様子を共有する。	171/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	実行団体の事業をモデル事業として域内外に展開する。また、事業を通じて得た知見や当事者の状況、事業前後の当事者の変化を評価し、ユースセンター設置や、KSRの促進等、生きづらさを未来に残さないための制度設計に向けて実行団体とともに提言する。そして、今回の実行団体の事業を通じて、子どもやユースの課題感の要因への解像度を高め、高松市及びその周辺地域だけでなく、香川県全域へと事業を広げ、先5年～7年ほどを目指して、子どもやユースが抱える生きづらさを地域全体の課題として理解者の輪を広げていく。その際の財源として、再度休眠預金事業への申請も検討するが、理解者の輪を広げる過程で市民からの寄付も募集し、市民コミュニティ財団として、社会的処方の必要性和有効性を市民の共有知にできるよう働きかける。	342/400字
実行団体	実行団体としての事業期間に、当事者に向き合い、試行錯誤の中で当事者課題の解決に必要な手立てを検討、実行することを繰り返していくための体力をつける。緊急かつ重要な課題感については、行政との連携や委託等の事業化に向けた働きかけをする。資金分配団体の非資金的支援を活用し、自団体の周辺に理解者を増やすことで、団体運営や課題解決に必要なリソースを強化する。特に、資金面については、継続的な寄付の募集や会員拡大にもチャレンジし、理解と共感を広げることとファンドレイズを同時に実施できるようになる。	243/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	781/800字
<p>当財団は、どこかの「誰か」ではなく、市民が「みんな」で資金を出し合い設立された、香川県初の市民コミュニティ財団である。2023年9月の設立以降、多くの市民からの寄付を原資に、これまで40の団体、総額770万円程を地域の課題解決に取り組むNPO・市民団体等に助成している。</p> <p>特に、設立時より「次の世代に、可能性を」をメインメッセージに掲げており、2023年、2024年と「子ども・若者の体験や学びの機会を支える」助成を実施し若者が地域との関わりを通じて地元への愛着や誇りを持ち、将来主体的に地域と関わりたいと思えるきっかけ作りを重視している。助成先にはNPO団体だけでなく、教育機関も対象としており、より多くの子どもたちへの関与や、資金循環を通じて多様な機関との連携を進めている。例えば、発達特性のある子どもの小学校入学時に両親のサポートをする活動や、ユースが社会に出る時のギャップを埋めるための対話事業への助成している。他にも不登校支援を管轄する教育センターの先生方の有志の会に助成し、地域の大人と不登校児童生徒と一緒に授業を行う活動にも助成している。1件あたり10万円前後の助成が多いが、地域の小さな声に耳を傾け、行動する市民の後押しをすることで、小さな活動のタネが多く生まれている。助成先の9割ほどが、継続した事業になっており、助成先団体同士の交流会も設けることで、わずかながら団体間の相互理解も進んでいるが、ますます加速させたい。</p> <p>また、企業と匿名の個人からの寄付で、2件の冠基金を設置し、どちらも子どもやユース世代への多様な機会提供を促す助成になっている。特に、「みやこ基金」は発達特性やグリーフを抱える子ども、不登校経験のあるユースを対象にした活動も採択しており、子どもやユースが抱える課題の根本を探り、アプローチするきっかけになることも期待している。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	783/800字
<p>助成先として採択した団体とは事業機関終了後も公式、非公式含め定期的に対話の機会を設けており、当事者である子どもやユースの様子や事業の状況についてヒアリングしている。今回の申請についても、これまでの助成先団体への現場訪問やその周辺の関係機関、市民との対話の中で得たことであり、より多くの市民がリンクワーカー的な機能を持って緩やかに関わり合いながら見守る形の社会的処方ネットワークの構築が必要だと感じている。</p> <p>助成先には学校の先生方の有志の団体や当事者団体等が多く、一旦それぞれの肩書きを横に置いていち市民として関わり合えるような交流の場づくりを目的に助成報告会等を実施することで緩やかな連携の体制づくりができてきた。また、当財団から個々の助成先に向けて、行政主催の政策コンテストや、委嘱委員公募の情報を積極的に知らせており、行政機関との連携がわずかに進んでいる団体もある。他にも、助成を受けた団体から2団体、当財団のプロジェクト指定基金（地域版クラウドファンディング）に申請し、事業継続のために必要な資金を調達するために自ら寄付募集に挑戦し、目標額を達成しており、団体の財政基盤の強化やステークホルダーの広がりに繋がっている。そのうち1団体はLGBTQの当事者団体で、地元の高校生との協働事業で未就学～低学年児童を対象にした絵本を制作し、香川県内の全公立小学校の図書室に寄贈したことで、公教育の現場とも連携が進んでいる。</p> <p>当財団は設立から2年と経験の浅い財団ではあるが、設立時に多様な方からのご寄付とご関心を寄せていただいたことで、市民、企業、行政、学校等の多様なセクターが緩やかに関わり合いながら「市民性」と「運動性」を兼ねた財団に育ってきていると自負している。地域課題の解決に向けた継続的なアクションをより前進させるためにも、休眠預金を活用した事業に取り組みたい。</p>	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	対象地域内でフリースクールやフリースペースの運営をしており、日中の教育課程外の時間を担っている団体。また、小規模の学習塾等で地域資源とのつながりが既にある、子どもやユースに学習の支援以外でも関わりを持っている事業者。その他、表出づらい生きづらさや困りごとを持つ子どもやユースと継続的な関わりが持てる団体。	154/200字
(3)1実行団体当り助成金額	1 団体あたり2年半で1,800万円を上限とする。 子どもやユースと丁寧に向き合いながら、抱える生きづらさの要因を探るためには、従事する人材の育成や子どもやユースと関わるための仕組みが必要になると想定する。休眠預金事業で人材と仕組みを育て、その後も継続できるように、本助成金に依存しすぎない費用として1,800万円を目安とする。	163/200字
(4)案件発掘の工夫	香川県には実行団体（緊急枠含む）15、支援対象団体1の採択実績はあるが、資金分配団体は実績がなく、休眠預金事業に対する馴染みも理解も他地域に比べて薄いため、募集期間を2ヶ月半程度設け、説明会や事前相談は複数回開催する。これまで実行団体として採択経験のある団体の周辺に対象となる団体がいないか協力を依頼する。また、月に1度開催しているてらすでいを利用し、募集テーマに沿った団体を積極的に掘り起こす。	198/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部3名、外部3名 ・マネジメント体制・・・事業統括者を1名配置し、全体の進捗を管理する。 ・経理体制・・・経理担当者1名（業務委託、非営利組織での経理経験あり） ・PO体制・・・PO主担当1名（准FR有資格者、2年間の有償実務経験あり）、PO 2名（実務経験者1名、新規採用予定1名） ・評価体制・・・香川大学教授、選考委員、外部評価アドバイザー <p>当財団理事にも実行団体への事業アドバイス等積極的に関与してもらう予定。</p>				219/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	3名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)	
		既存PO人数	2名	予定あり(詳細は右記のとおり)	1名は専属で従事するが、もう1名は財団で取り組んでいる事業との兼務予定。休眠預金事業への関与は70%程度の予定。
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	事業に関わる全員が、「国民の預金を原資とした事業であること」を強く認識し、当財団が定める規程を遵守した運営を徹底する。特に、扱う資金が増えるため、定期的な内部監査をこれまで以上に徹底し、運営に懸念点があった場合には速やかにJANPIAに事前に相談、報告する。				129/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	家庭や学校生活に不調和が生じている子どもやユースの生きづらさを解消する社会的処方モデル構築事業
	団体名	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団

	助成金
事業費	63,240,500
実行団体への助成	54,000,000
管理的経費	9,240,500
プログラムオフィサー関連経費	22,840,000
評価関連経費	5,588,000
資金分配団体用	2,888,000
実行団体用	2,700,000
合計	91,668,500

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	21,180,900	21,067,300	20,992,300	63,240,500
実行団体への助成	0	18,000,000	18,000,000	18,000,000	54,000,000
-					
管理的経費	0	3,180,900	3,067,300	2,992,300	9,240,500

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,790,000	7,700,000	7,350,000	22,840,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
その他経費	0	2,790,000	2,700,000	2,350,000	7,840,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	1,560,000	1,620,000	2,408,000	5,588,000
資金分配団体用	0	660,000	720,000	1,508,000	2,888,000
実行団体用		900,000	900,000	900,000	2,700,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	30,530,900	30,387,300	30,750,300	91,668,500

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	たかまつ讃岐てらす財団		
郵便番号	760-0017		
都道府県	香川県		
市区町村	高松市番町		
番地等	1丁目5-1 四番丁スクエア内		
電話番号	080-8191-7517		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://sanuki-tellus.jp	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/sanuki.tellus	
		https://www.facebook.com/sanuki.tellus	
設立年月日	2023/09/13		
法人格取得年月日	2023/09/13		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	オオミテルヨ
	氏名	大美光代
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	13
理事・取締役数 [人]	6
評議員 [人]	5
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	3
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	
事務局体制の備考	理事/事務局長 澤田みのり

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けている
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	香川県公益認定等審議会/公益認定/2024年度

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	12
申請前年度の助成総額 [円]	5,402,180
助成した事業の実績内容	多様な市民からのご寄付を原資に2024年度「子ども若者の体験や学びの機会を支える助成」学校対象を実施。6件の教育現場に助成。 地域の団体が自ら寄付募集し、それを助成するプロジェクト指定基金助成を6件採択し、助成。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	家庭や学校生活に不調和が生じている子どもやユースの生きづらさを解消する社会的処方モデル構築事業
団体名:	公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第16条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第18条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第15条、第20条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第20条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第22条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第20条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第24条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第24条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第31条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第35条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第37条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規定	第2章
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3条、第5条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等に関する規程	第4条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬等に関する規程	第5条、第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第12条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第4条3項(6)
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	助成・褒賞選考委員会規程	第7条
(2) 自己申告 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反管理規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第8条、第9条、第11条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第6条、第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第7条、第8条、第9条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第9条、別表1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第14条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第18条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	入出金管理規程	第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	入出金管理規程	第2条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条、第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条、第22条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

定 款

公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、地域の課題解決や新たな価値創造につながる公益性のある活動に広く伴走し、その解決・改善を図るために参画を希望するすべての主体等を生態系の一つとして巻き込みながら、寛容で希望に満ちた循環型地域社会を育むことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 社会課題の解決・改善及び地域の価値創造を行う市民団体等（以下、「社会活動団体」）に仲介・提供するために、必要な資金等の資源を募り、確保する事業
 2. 社会活動団体に対し、助成、顕彰及び融資等を行う事業
 3. 前2号に掲げるもののほか、社会活動団体に対し、その経営に必要な資源を提供する事業
 4. 社会活動団体及び資源提供者に対するコンサルティング事業
 5. 社会課題とその解決等に関する情報収集・発信事業
 6. 社会課題とその解決等に関する調査研究事業
 7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、香川県において行うものとする。

(公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第2章 財産及び会計

(事業年度)

第 5 条 当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 6 条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 7 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告書
2. 事業報告書の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事並びに評議員の名簿
3. 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
4. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 8 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載する

ものとする。

(剰余金の不配当)

第 9 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第 3 章 評 議 員

(評 議 員)

第 10 条 当法人の評議員は、3 名以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 当法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。
- 1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 2. 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
 - 3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（任 期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、この定款に定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報 酬 等）

- 第13条 当法人は、評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲

で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員に対しては、旅費、交通費等その職務を行うために要した費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議で定める。

第4章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

1. 理事及び監事の選任及び解任
2. 理事及び監事の報酬等の額
3. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
4. 定款の変更
5. 評議員に対する報酬等の支給の基準
6. 残余財産の処分
7. その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

(招集の通知)

第18条 代表理事は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対し、会議の日時、場所、目的である事項がある場合は当該事項及びその他法務省令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経る

ことなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第20条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

1. 監事の解任
2. 定款の変更
3. その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（議決に加わることのできるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役 員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上10名以内
2. 監事 2名以上

- 2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報 酬 等)

第29条 当法人は、理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第6章 理 事 会

(構 成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職
4. その他法令又は定款に規定する職務

(株式の議決権行使)

第31条の2 当法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

(招 集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集

する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該議案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 当法人は、目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合に有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 附 則

(設立者)

第42条 当法人の設立者は次のとおりである。
香川県高松市勅使町212番地1
たかまつ讃岐てらす財団設立準備委員会

(財産の拠出)

第43条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価格は次のとおりである。
たかまつ讃岐てらす財団設立準備委員会 現金3,000,000円

(設立時評議員)

第44条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 鈴木裕美

設立時評議員 竹内哲也

設立時評議員 田中優衣

設立時評議員 寺西康博

設立時評議員 中橋恵美子

設立時評議員 西村周子

設立時評議員 真鍋康正

設立時評議員 宮武将大

(設立時役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 大美光代

設立時理事 有澤陽子

設立時理事 森田桂治

設立時理事 藤本泰雄

設立時理事 澤田みのり

設立時代表理事 大美光代

設立時監事 三村尚

設立時監事 加藤昭彦

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年7月31日までとする。

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

上記は当法人の定款に相違ありません。

令和6年10月19日

公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団

代表理事 大 美 光 代